

最高裁秘書第459号

令和3年3月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年1月5日付け（同月7日受付，第020849号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「家庭裁判所調査官」（令和2年度版）（両面で1枚）
- (2) 「裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補）」（両面で1枚）
- (3) 「家庭裁判所調査官の仕事」（両面で1枚）
- (4) 「家庭裁判所調査官になるための養成課程とは？」（両面で1枚）
- (5) 「家庭裁判所調査官になったらどんな研修があるの？」（両面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

家庭裁判所 ～国民の家庭生活に身近な裁判所～



家庭裁判所では、離婚や子どもの養育、離れて暮らす親子の交流、更には児童虐待や成年後見などの福祉領域にも関わる問題まで幅広く扱う「家事事件」と、非行のあった少年の状況を調査した上で処分を決定する「少年事件」を取り扱っています。家庭裁判所では、法律による解決をする場合においても、家庭問題の解決や少年の更生のために、事件の背後にある家族・少年一人ひとりの心理や人間関係、生活環境などを考慮することが求められます。

家庭裁判所調査官は 家庭裁判所全体の運営を支えています

家庭裁判所調査官としての経験を生かしながら、裁判部門を支える司法行政部門（人事・総務・会計）において企画立案等の業務を行うなど、裁判所全体の運営にも加わります。

少年事件においては、少年の再非行防止に有効と考えられる教育的な働き掛けのプログラムを検討し

たり、児童相談所、少年鑑別所、保護観察所、少年院等の関係機関との連携が充実するような方策を検討したりして、少年審判手続全体がより良く機能するための方策の企画立案等に携わります。

家事事件においては、法律の改正、社会情勢や国民意識の変化などに合わせて、家事事件の調査事務の在り方を見直したり、国民にとって利用しやすい家事調停・家事審判を目指した家庭裁判所全体の処理態勢の在り方を検討したりします。

充実した研修制度 ～一歩先へ進むために～



裁判所職員採用総合試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）に合格し、家庭裁判所調査官補として採用されると、全員が裁判所職員総合研修所に入所し、行動科学等の理論や技法、法律等の専門的な知識を身につけます。

また、採用庁における約1年間の実務修習も含めて、約2年間にわたる充実した研修を経て、家庭裁判所調査官に任官します。

さらに、家庭裁判所調査官に任官してからも、職場でのOJTだけでなく、経験や役割に応じた様々な研修が実施されており、より高い専門性を身につけていくことができます。

家庭裁判所調査官養成課程のプロセス

前期合同研修 採用1年目5月～7月

家庭裁判所調査官補として、家事事件・少年事件の修習を行うために必要となる法律の基礎知識、行動科学等の理論、面接技法などを学習します。

カリキュラムの例

- 法律
民法、刑法、家事事件手続法、少年法
- 行動科学
心理学、教育学、家族社会学、社会福祉学
- 調査実務・演習
家事事件調査実務、少年事件調査実務 など

実務修習 採用1年目7月～採用2年目8月

採用庁において、指導担当者による指導のもと、当事者、少年・保護者との面接や関係機関との連絡、報告書の作成などを実践しつつ学びます。

カリキュラムの例

- 修習態勢
3人でグループを形成し、調査の進め方や調査結果について、グループ討論により検討します。家事事件と少年事件を6か月半ずつ担当します。

後期合同研修 採用2年目9月～翌3月

実務修習での経験を踏まえ、法律の知識、行動科学の理論、面接技法などを一層深め、プロフェッショナルにふさわしい専門性を磨くことになります。そして、後期合同研修を修了すると、家庭裁判所調査官として任官し、実務につきます。

カリキュラムの例

- 法律
民法・家事事件手続法演習、刑法・少年法演習
- 行動科学
犯罪社会学、家族力助、精神医学
- 実務演習
面接技法演習、事例研究 など

家庭裁判所調査官になってからも専門性をより向上させるために日々研鑽を重ねています

チームでの切磋琢磨

家庭裁判所調査官同士で活発に意見交換を行うとともに、裁判官や裁判所書記官とも頻りにカンファレンスを行っています。



充実した研修

各家庭裁判所で工夫した研修を実施しています。また、裁判所職員総合研修所における多種多様な研修、研究会にも参加します。



採用試験（裁判所職員 総合職（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒者区分））の詳細に関しては、別冊子「裁判所採用案内」または裁判所ウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/saiyo/index.html>）または裁判所フェイスブックをご覧ください。



裁判所職員採用試験

検索



（令和2年10月）

家庭裁判所調査官

Family court investigating officer

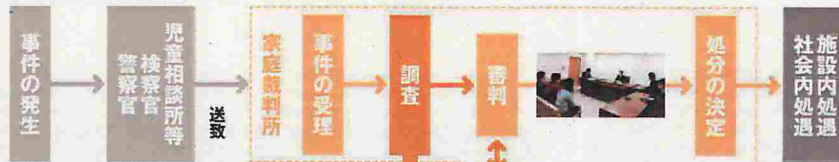
<https://www.courts.go.jp/>

家庭裁判所調査官

— 家族・人・社会の架け橋 —

少年事件での活動 ～少年の立ち直りに向けて～

少年審判は、非行を起こした少年などに自らの過ちを自覚させ、更生させることを目的として、少年や保護者の調査を行い、処分を決定する手続です。家庭裁判所調査官は、少年がなぜ非行を起こしたのかを分析し、どうすれば立ち直ることができるのかを検討するため、少年の性格、日頃の行動、生育歴、少年を取り巻く環境などについて、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門知識・技法を活用して調査を行います。



家庭裁判所調査官の仕事の中心は、面接です。少年や保護者の言葉に耳を傾け、どうして非行を起こしてしまったのか、これからどうすれば立ち直れるのか、一緒に考えます。言葉での表現が苦手な少年には心理テストをしたり、少年の家庭や学校などを訪問したりして、多角的な視点から情報を集め、検証します。調査の結果は、書面にまとめて裁判官に報告します。

また、調査の過程の中で、学校や児童相談所、保護観察所、弁護士など、少年を取り巻く関係機関等と密に連携し、処分決定後も地域社会全体で少年の立ち直りを支え、再非行を抑制するための土台作りをします。このように少年や家族と社会の「つながり」を作ることも、家庭裁判所調査官の重要な仕事です。

最終的な処分の決定を一時保留し、相当期間、家庭裁判所調査官が助言や指導を与えながら少年の生活ぶりや行動を観察し、適切な処分につなげるための制度

家庭裁判所調査官は、試験観察の中で、少年・保護者に様々な働き掛けをして、変化が見られるかどうかを見極めることとなります。例えば、学校に行く、仕事を見つけるといった目標を決めて、目標に向けてどんなことができるか、定期的に少年・保護者と面接をしながら、一緒に考え、少年自身が行動できるように促します。また、公園の清掃活動、老人施設での介護補助といったボランティア活動に参加させ、活動の振り返りを通じて、社会の一員であるという意識を高めさせたり、社会的な視点から自分の非行を考えさせたりすることもあります。

少年・保護者一人ひとりと向き合う

事件を起こした日のことを振り返ってみよう



今、どんな気持ちでここに座っているのだろう

被害者の気持ちを考えてもらいたい

お父さんとしてはどのように考えていますか？

言葉にできない気持ちがあるかもしれない



学校ではどんなふうに通っているのかな

家庭裁判所調査官は

- ・裁判所という法律の世界において、心理学、社会学、社会福祉学、教育学といった行動科学等の専門的な知見や技法を活用して、家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りに向けた調査活動を行っています。
- ・裁判官や裁判所書記官と一緒にチームを組んで協力し合い、家庭裁判所の適正・迅速な審理を支えています。
- ・学校や児童相談所、福祉施設、保護観察所などの関係機関とも連携し、少年や当事者が抱えている問題の解決を目指します。

家事事件での活動 ～家族関係の再構築に向けて～

家事調停や家事審判は、離婚、子どもの親権・監護権をめぐる争い、養子縁組の許可や後見人の選任など、家庭の中で生じた問題について、法律に基づく解決を求める人たちが利用しています。家庭裁判所調査官は、現在生じている問題だけではなく、これまでの事情や、これからの家族の在り方も見据えながら、家庭で生じた問題を解決し、当事者が新たな一歩を踏み出すための一助となるよう、調査や調整を行います。



当事者の人生に寄り添い子どもの思いを受け止める

家庭裁判所調査官は、調停、審判、人事訴訟（離婚裁判など）の各手続の中で、問題の解決に役立つよう、調査や調整を行います。例えば、調停手続において、両親が親権を争っている子どもと面接し、その思いを聴取して調停委員会や両親に伝えたり、子どもの福祉を優先した解決の在り方について助言したりします。また、当事者間で主張が食い違い、合意のあっせんが難しい場合などに、当事者と面接し、それぞれの気持ちを受け止めながら客観的な事実を確認して整理し、その結果をもとに調停の進め方について裁判官に意見を提出します。審判手続では、例えば、虐待を受けているおそれのある子ど

もと面接し、子どもの気持ちに配慮しながら具体的な事実を聴取し、裁判官に報告します。面接での子どもは、複雑な気持ちを抑えて、表面上は元気にふるまうこともあります。家庭裁判所調査官は、言葉になるもの、ならないものを含めて、子どもが表現する様々なメッセージを受け取り、家庭裁判所の手続に反映させ、子どもが将来、幸せに暮らせるような解決に結びつけることが期待されています。そのために、学校、児童相談所、福祉機関などと連絡を取り合い、情報交換をして、家族や子どもに対する援助態勢を整えることもあります。

これまで夫婦の間でどんなことがあったのだろう



家族にとって望ましい解決を一緒に考えましょう

子どもの生活状況はどうなっているかな

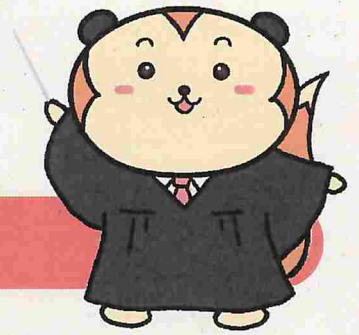
元気に生活できているのかな



パパとママに一番伝えたいことはどんなことかな

裁判所職員採用総合職試験 (家庭裁判所調査官補)

裁判所ナビゲーター
さいたん



第1次試験

✓ 基礎能力試験 (多肢選択式)

第2次試験

✓ 専門試験 (記述式)

5領域合計15題から任意の2題を選択

心理学に関する領域
(3題)

教育学に関する領域
(3題)

福祉に関する領域
(3題)

社会学に関する領域
(2題)

法律学に関する領域
民法(2題)・刑法(2題)

各領域の出題範囲と出題数は2019年度(令和元年度)までと概ね同様

【人間関係諸科学科目】(各1題)

臨床心理学, 発達心理学, 社会心理学,
家族社会学, 社会病理学, 社会福祉援助技術,
児童福祉論, 高齢者福祉論, 教育方法学,
教育心理学, 教育社会学

【法律学科目】(各2題)

民法, 刑法

✓ 政策論文試験 (記述式)

✓ 人物試験

人物試験Ⅰ (個別面接)

人物試験Ⅱ (集団討論及び個別面接)

※1日で終わる予定

採用試験に関する情報は、
裁判所ウェブサイトでご確認ください。



裁判所職員採用試験

検索



もっともっと

知りたい!!



家庭裁判所調査官補の試験

Before → After



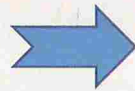
(2019年まで)

(2020年から)

第1次試験

基礎能力試験と専門試験（記述式）

専門試験（記述式）で、
人間関係諸科学科目から
少なくとも1科目（1題）選択必須



基礎能力試験（多肢選択式）
のみに！

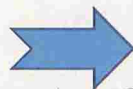
1次試験の負担が
減ったね！



第2次試験（専門試験）

民法のみ2題，刑法のみ2題の
選択不可

児童福祉論と高齢者福祉論は
同時選択不可

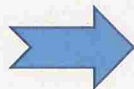


科目選択の制限撤廃！



自信のある科目で
挑戦できるね！

13科目（15題）から
2科目（2題）を選択



5領域合計15題から2題を選択

各領域の出題範囲と出題数は
2019年度までと概ね同じ！！



過去問で確認してみよう！

第2次試験（人物試験）

集団討論と個別面接



人物試験Ⅰ（個別面接）

人物試験Ⅱ（集団討論と個別面接）

※1日で
終わる予定

これまでどおり
専門知識は問われないよ！



これまで学んできたことや、
得意をより活かして挑戦できるようになったよ！



家庭裁判所調査官の仕事

家庭内の問題を解決に導くProfessional



調査面接の様子



裁判所には、法律の知識のほか、**心理学、社会学、社会福祉学、教育学**など人間の行動に関する科学分野の知識や技法を活用して職務を行う職員がいます。それが、**家庭裁判所調査官**です。

家庭裁判所では、夫婦や親族の争いなど**家庭に関する紛争**の解決を図るために、**審判、調停等**を行うほか、**非行のあった少年の処分を決める**ために、**審判**を行います。

子どもの福祉を確保しつつ**紛争を解決**し、又は、**少年の再非行防止**を図るためには、いずれも**事実の調査**を的確に行うとともに、**将来的な予測**を行うことが重要となることから、**法律的な観点**はもとより、**事件関係者**についての背景事情や環境の**調査・分析**が欠かせません。そのため、家庭裁判所には、**家庭裁判所調査官**が配置されています。

家庭裁判所



家庭裁判所調査官は、専門的な知識や技法を活用して調査を行い、その結果を裁判官に報告し、意見を述べます。

家庭裁判所調査官の魅力とは？

家庭裁判所調査官は、家庭の中で問題が生じている当事者、非行のあった少年やその家族等と向き合い、その**人生の重要な局面**に立ち会います。職責は重いですが、**親子の笑顔**が見られるなど家族にとってより良い解決が図られたり、**少年の変化や成長**が見られたりしたときには、**充実感ややりがい**が強く感じられます。

また、仕事を通じて、**社会に貢献**していることを身をもって感じる事ができ、何よりも、**自分自身の成長を実感**することができる**仕事**です。



➡ 調査活動の詳細は裏面に！



← 裁判所ウェブサイトはこちら

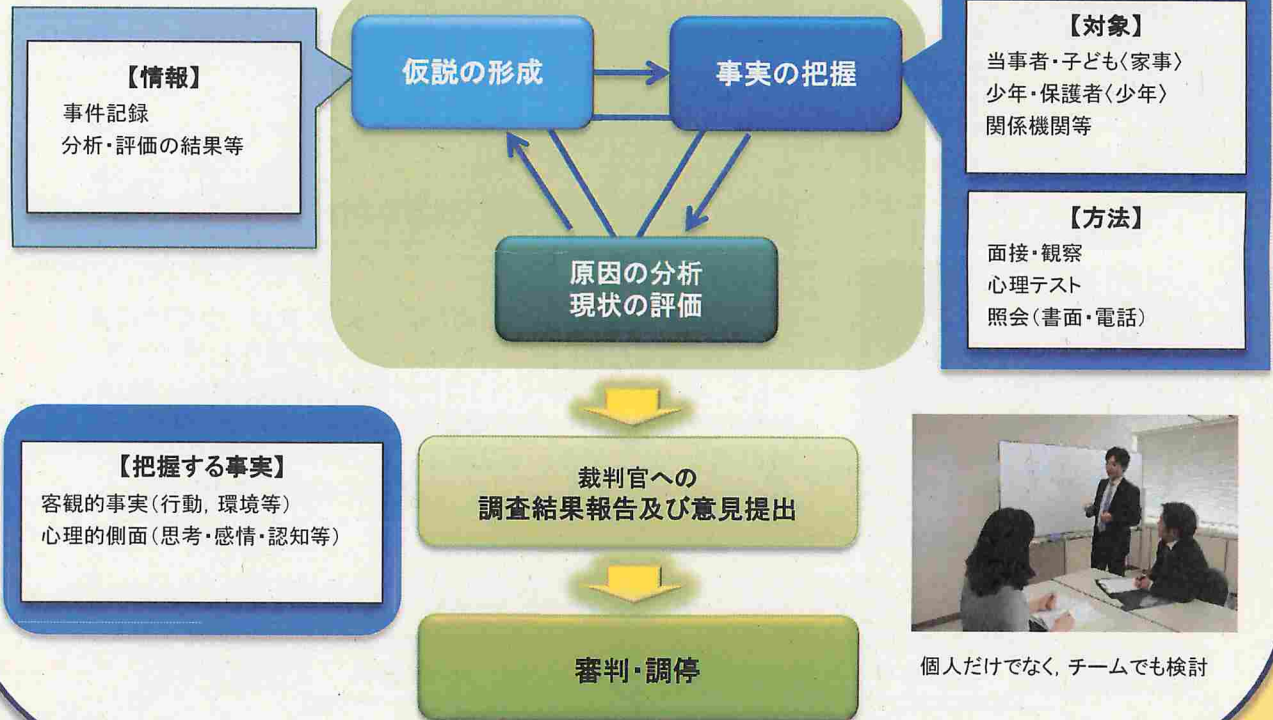
家庭裁判所調査官の仕事を紹介する**動画**はこちら ➡



家庭裁判所調査官の具体的な調査活動

～ 人間の行動・人間を取り巻く環境に着目 ～

家庭裁判所調査官は、法律知識や人間の行動に関する科学分野の知識や技法、一般的経験則等を踏まえて、「仮説の形成」、「事実の把握」、「原因の分析・現状の評価」を循環して行うことで、調査の精度を高めていきます。



子どもが話しやすい雰囲気を大事にしています。

家事事件

子どもの親権をめぐる争いなどでは、**子どもの言語や認知の発達、父母の紛争に対する理解の程度などを踏まえた**上で、子どもの心身の状況、意向や心情について、専門的観点から調査し分析するために、父母それぞれとの面接、家庭訪問、保育所・幼稚園や小中学校等への訪問、子どもとの面接や観察などを行います。

調査の結果は、審判や調停に活用されます。また、父母に対して、調停期日において調査結果を説明したり、助言したりするなどして、**子どもの視点に立った解決を促す**こともあります。

少年事件

少年が**非行に至ったメカニズムを明らかにする**とともに、再非行防止に向けた方策を検討するために、少年の資質、性格・行動傾向、成育歴や少年を取り巻く環境（家庭、友人、学校等）について、専門的観点から調査し分析します。

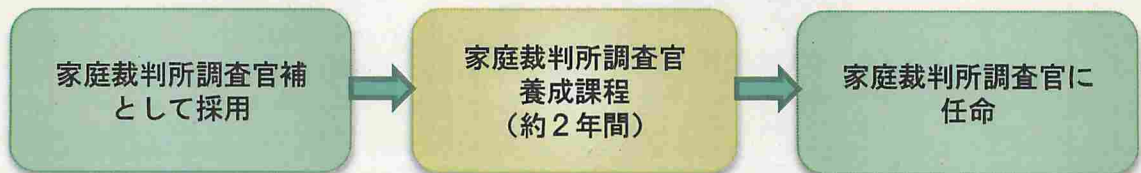
調査では、少年や保護者に面接したり、学校や児童相談所、保護観察所等を訪問したりします。また、**再非行防止**のために、少年等に対し、面接で指導したり、社会奉仕活動や被害者の視点を取り入れた講習に参加させたりするなどの働き掛けも行います。



フットワークの軽さも重要です。

家庭裁判所調査官になるための

養成課程とは？



◆ 家庭裁判所調査官養成課程のプロセス

家庭裁判所調査官養成課程は、裁判所職員総合研修所での合同研修と採用庁での実務修習とを有機的に連関させた研修制度を採っており、研修生は、執務に必要な法律知識や行動科学の専門的知識や技法等を段階的に修得していきます。



◆ 裁判所職員総合研修所での合同研修

法律や行動科学、調査実務に関する講義や演習を行います。教官は、実務経験が豊富な裁判官や家庭裁判所調査官で、行動科学等の分野の第一線で活躍している大学教授などの外部講師を招くこともあります。

◆ 採用庁での実務修習 * 裁判所職員総合研修所が採用庁に委託して実施

家庭裁判所調査官補として、**実際の家事事業や少年事件を担当**し、当事者や少年・保護者との面接調査、子どもの調査、関係機関との調整や報告書の作成などを実践します。指導担当者の下、同期採用の**3人が一組**となり、切磋琢磨しながら実務を学びます。



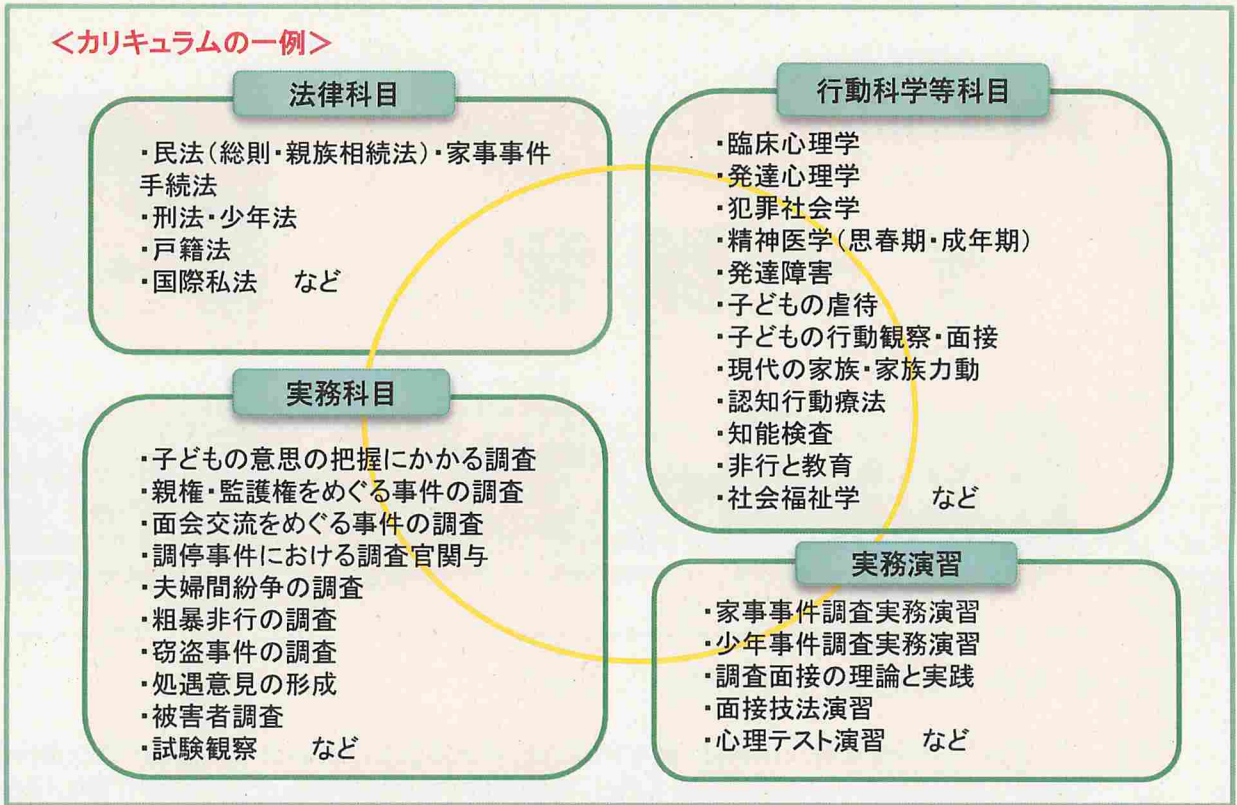
実務修習の様子



合同研修の様子

➡ 具体的なカリキュラムの一例は裏面に！

<カリキュラムの一例>



裁判所職員総合研修所はこんなところ！



- 埼玉県和光市にあり、**充実した設備**を備えています。
全国から集まる研修生のための**寮**も完備されています。
- 家庭裁判所調査官養成課程と裁判所書記官養成課程の**合同で実施**されるカリキュラムもあります。
また、授業時間後も、自主的に勉強会を開催して一緒に課題に取り組んだり、スポーツをしたりと、**交流**を深めています。
- 切磋琢磨しながら共に研修に励んだ同期生は、全国各地の裁判所で家庭裁判所調査官に任命された後も、困ったときに支え合える大切な**仲間**です。
- 現在は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を徹底した上で研修を実施しています。



← 裁判所ウェブサイトはこちら

裁判所の研修について紹介する動画はこちら →



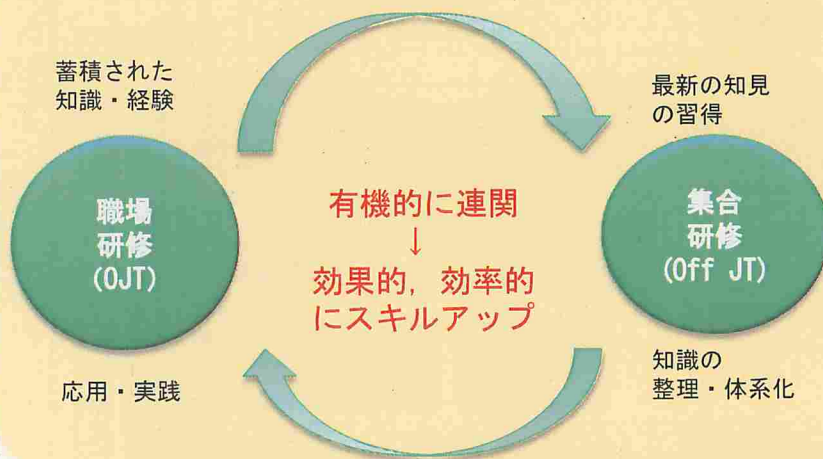
家庭裁判所調査官になったら どんな研修があるの？

家庭裁判所調査官は、その職責を果たすために、**行動科学の専門的知見を活用**しています。

行動科学分野の研究は日進月歩であり、家庭事件の質も社会経済の状況を反映して刻々と変化するため、**常に最新の知見を身に付けておく必要**があります。

個々の家庭裁判所調査官の**専門性を高めるための環境**が**裁判所には用意**されています。

専門性を高めるための環境

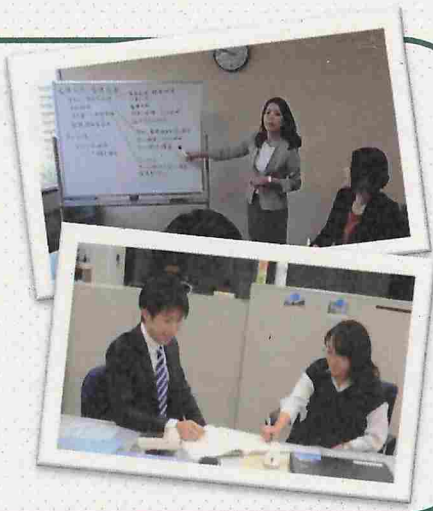


職場研修 (OJT)

主任家庭裁判所調査官と複数の家庭裁判所調査官が所属するチームにおいて、担当する事件の調査計画、調査の方法や内容、調査した結果をどう分析・評価して報告書を作成するかについて、検討します。

徹底した議論によって**チームで切磋琢磨**し、調査の質、個々の専門性の向上を図ります。

この他にも、日常的に上司から指導・助言を受けられ、同僚らと相談しあえる職場環境が整っています。



← 裁判所ウェブサイトはこちら

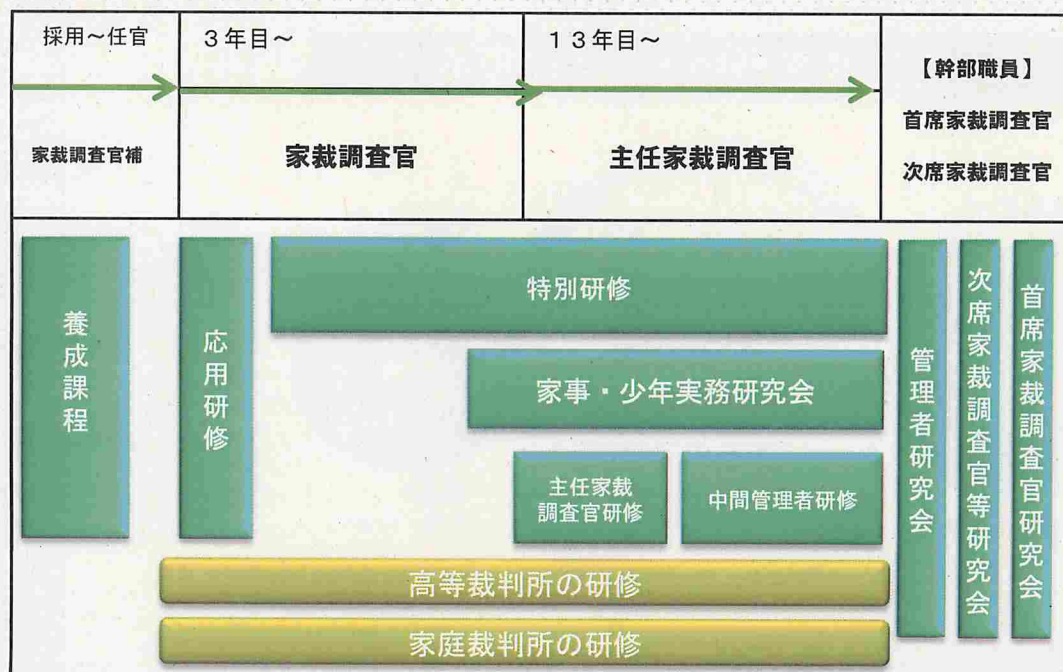
集合研修 (Off JT)



家庭裁判所調査官に求められる知識や技能を修得するためのカリキュラムが組まれており、下図のとおり、**様々な研修が用意**されています。

埼玉県和光市にある裁判所職員総合研修所のほか、高等裁判所や家庭裁判所においても研修が実施されており、**スキルアップを図る機会**は十分に確保されています。

研修では、**経験豊富な職員や第一線で活躍している大学教授等による講義**や、教材事例を用いての**班別討議**、**ロールプレイ**などが行われます。また、管理職の研修では、組織運営やマネジメントの在り方等の研究も行われます。



※ここに挙げたものは一例であり、このほかにも職務に必要な研修等を行っています。

キャリアに応じたスキルアップ

上図のとおり**経験年数や役職に応じた集合研修**が用意されているほか、**総合職として採用される家庭裁判所調査官**は、その後の**キャリア形成に資する役割**が与えられ、その過程でOJTを受け、スキルアップを図ることもできます。

家庭裁判所調査官は、**家庭裁判所の基幹職種**として、国民にとって利用しやすい裁判手続の実現に向けた事務改善、関係機関との協議会や調停委員等の各種研修などの企画・実施に携わることが期待されています。また、最高裁判所、高等裁判所、家庭裁判所等の事務局に配属され、**裁判所の組織運営**に携わることもあります。

裁判所を取り巻く社会の状況を見据えつつ、高い専門性はもとより、組織運営等の能力を併せて身に付けることで、個々の家庭裁判所調査官が成長し、適正迅速な裁判の実現に向け、家庭裁判所調査官全体が高いレベルで実力を発揮することができます。